令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務 公募型プロポーザルに係る質疑について(回答)

令和6年3月6日

Q 1	仕様書に記載されているモニター宿泊について、以下の費用が含まれると考
	えてよろしいでしょうか。
	①モニターの自宅から現地までの旅費(航空運賃、レンタカーなど)
	②モニターの宿泊費(今回の対象となる事業者が運営する宿に宿泊する場合は
	その正規料金)
	③モニターが参加するアクティビティの費用(正規料金)
	④ツアーに含まれる飲食費(例:夜、地元の居酒屋で食事することがプランに含
	まれる場合、その飲食費も含む)
A 1	モニターツアーに参加する有識者にかかる費用は対象となります。
	なお、②~④については実費相当 (利益が出ない金額) を対象とします。
Q 2	「中山間地域で長期滞在できる態勢づくり」の選定エリアと、「宿泊施設を中心
	とした地域の取組支援」の地域連携グループが同一エリアでも、問題はないでし
	ょうか。
A 2	県内全域において広く取組を推進していきたいと考えているため、同一エリア
	での実施は考えていません。
Q 3	「宿泊施設を中心とした地域の取組支援」について、宿泊施設1事業者だけでも
	「地域での取組支援」として認められる場合、支援対象としてなりうるのでしょ
	うか。また、1グループあたりの最大事業者数の設定等はありますでしょうか。
A 3	宿泊施設1事業者であっても複数の事業者で構成されているグループであれば
	支援対象となります。
	なお、1グループあたりの最大事業者数の設定等はありません。
Q 4	「中山間地域で長期滞在できる態勢づくり」について、「中山間地域」の定義は
	ありますか。
A 4	高知県では、地域振興法のうち、過疎法(過疎地域持続的発展支援特別措置法)
	をはじめとする5つの法律により指定された地域を「中山間地域」と定義してい
	ます。
	対象地域(中山間地域)は、下記のとおりです。
	https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2019010700051/file_contents/file_2022
	7111165351_1. pdf
	ただし、本事業では、対象外の地域についても、協議のうえ事業効果が見込める
	と判断した場合は選定対象とする場合があります。